

*** 令和7年度放課後児童会負担金の減免申請について ***

放課後児童会の利用負担金として、入会児童1人につき月額**3,200**円を負担していただいております。

下記の要件に該当する方につきましては、申請により負担金が減免になります。

ただし、減免申請した月分からの減免となります。減免申請が遅れると減免が該当にならない月が発生します。申請書及び添付書類のご準備ができましたら、担当課までご提出ください。

なお、減免決定後申請理由に変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。

1 負担金が減免となる方(複数該当する場合は、いずれか1つの申請で結構です。)

① 生活保護受給世帯の方(全額免除)

「青森市放課後児童会負担金減免申請書」に自署または記名・押印の上、生活福祉二課担当者からの署名・捺印後に、入会申込書と一緒に提出してください。

② 児童扶養手当受給世帯の方(全額免除)

「青森市放課後児童会負担金減免申請書」に自署または記名・押印の上、児童扶養手当証書(写)を添付し、入会申込書と一緒に提出してください。

③ 令和7年度就学援助受給世帯の方(全額免除)

「青森市放課後児童会負担金減免申請書」に自署または記名・押印の上、令和7年度就学援助受給者認定通知書が届きしだいそのコピーを添付し、子育て支援課または浪岡振興部健康福祉課へ提出してください。

※ 新1年生の就学援助の申込は入学後に各小学校で行いますので、令和7年度就学援助受給者認定通知書が届きましたら、入会児童それぞれの減免申請書にその写しを添えて、担当課の窓口で申請してください。

※ 新1年生の就学援助を理由とする場合に限り、6月末までに減免申請いただければ、4月分まで遡って減免いたしますので、忘れずに手続きしてください。

(還付手続きが必要になることもありますので、保護者様の口座番号のわかるものをお持ちください。)

④ 複数人の児童が放課後児童会を利用している世帯の方

「青森市放課後児童会負担金減免申請書」に自署または記名・押印の上、入会申込書と一緒に提出してください。

※ 学年が下の児童が減免対象者となりますので、例えば、入会児童が3人いる世帯では学年が下の児童2人分の申請書の提出をお願いします。

(1人目:**3,200**円、2人目:**1,600**円、3人目以降:0円)

※ 短期利用(夏休みの長期休業期間等)の場合も該当します。

2 その他

- ・ 減免申請は、毎年度申請が必要であり、また、短期間利用等で複数回入会申込する場合は、その都度減免申請が必要です。
- ・ 減免は、申請した月分からの負担金が対象となります。
- ・ 減免決定前に、負担金を納付した場合は、還付、又は、滞納月分に充当いたします。